

# 山梨県公報

第千九百九十一号

平成十三年  
五月十日

木 曜 日

## 目次

### 告 示

保安林の指定の予定	二七七
保安林の指定の解除の予定	二七七
道路の区域変更	二七八
都市計画事業の認可	二七八
県営土地改良事業計画書の写しの縦覧	二七八
公 告	
個人情報保護条例の運用状況	二七八
行政文書の開示の実施状況	二七九
狩猟免許試験及び狩猟免許の更新に係る適性検査等の実施 基本測量の終了	二七九
土地改良区役員の退任及び就任	二八
人事委員会	
管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	二八
公安委員会	
遊技機の型式の検定	二八二
その他	
一般競争入札について	二八三

## 告 示

### 山梨県告示第百六十五号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成十三年五月十日

山梨県知事 天 野 建

保安林の所在場所

西八代郡三珠町上野字上野三四七七、南巨摩郡早川町大字小縄字沢奥八四六、字光子沢九六九、大字早川字古次古一八五四、一八五四の内一、一八五四の内二、一八八三の内一、字古次古沢一九二八、一九二八の内一、一九二八の内二、一九三〇、身延町波木井字深沢三〇一の乙、三〇二の二

### 二 指定の目的

土砂の流出の防備

### 三 指定施業要件

#### (一) 立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字上野三四七七・字光子沢九六九・字古次古一八五四の内一・一八八三の内一・字古次古沢一九二八・一九二八の内一・一九二八の内二・字深沢三〇一の乙・三〇二の二(以上九筆について次の図に示す部分に限る。)、字沢奥八四六
- 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

### 山梨県告示第百六十六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成十三年五月十日

山梨県知事 天 野 建

### 一 解除に係る保安林の所在場所

北巨摩郡長坂町小荒間字古袖川西二一一(次の図に示す部分に限る。)

### 二 保安林として指定された目的

水源のかん養

### 三 解除の理由

公共施設用地とするため

(一) 次の図は、省略し、その図面を山梨県庁及び長坂町役場に備え置いて縦覧に供する。

山梨県告示第二百六十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び峡中地域振興局建設部において、この告示の日から平成十三年五月三十一日まで一般の縦覧に供する。

平成十三年五月十日

山梨県知事 天野 建

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 甲府櫛形線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
中巨摩郡竜王町大字西八幡字下川除付四四〇四番の九地先から	旧	八・九	六一・〇
中巨摩郡竜王町大字西八幡字下川除付四四四二番の三地先まで	新	一〇・四 一三・二 二二	六一・〇

山梨県告示第二百六十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成十三年五月十日

山梨県知事 天野 建

- 一 施行者の名称 韮崎市
- 二 都市計画事業の種類及び名称 韮崎都市計画道路事業  
三・五・二号韮崎本町通り線
- 三 事業施行期間 平成十三年五月十日から平成十九年三月三十一日
- 四 事業地
  - 1 収用の部分 山梨県韮崎市水神二丁目及び二丁目地内
  - 2 使用の部分 なし

山梨県告示第二百六十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第一項の規定により、明野村長から認可申請のあった三之蔵地区の換地計画を適当と決定したので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、この公告に係る決定に対して異議があるときは、これを申し出ることができる。

平成十三年五月十日

山梨県知事 天野 建

- 一 縦覧書類 換地計画書の写し
- 二 縦覧期間 平成十三年五月十一日から同年六月七日まで
- 三 縦覧場所 明野村役場
- 四 異議申出期間 平成十三年六月八日から同年六月二十二日まで

公 告

個人情報保護条例の運用状況

山梨県個人情報保護条例（平成五年山梨県条例第一号）第三十八条の規定により、平成十二年度における各実施機関の山梨県個人情報保護条例の運用状況を次のとおり公表する。

平成十三年五月十日

山梨県知事 天野 建

- 一 山梨県個人情報保護条例の運用状況
  - 個人情報取扱事務の登録の件数 五〇二件
  - 開示請求、訂正請求及び是正の申出の件数 一、四八五件
  - 開示請求、訂正請求及び是正の申出の処理状況 一、四八五件
  - 異議申立ての件数 三件
  - 条例第二十三条の規定による決定 一件
  - 事業者の業務の登録件数 八四二件
  - 事業者に対する調査、勧告及び公表の件数 〇件
- 二 実施機関別の開示請求、訂正請求及び是正の申出の状況
  - 知事 三三八件
  - 教育委員会 一、〇四五件

人事委員会

一〇二件

行政文書の開示の実施状況

山梨県情報公開条例（平成十一年山梨県条例第五十四号）第三十六条の規定により、平成十二年度における各実施機関の行政文書の開示の実施状況を次のとおり公表する。  
平成十三年五月十日

山梨県知事 天 野 建

一 行政文書の開示の状況

一〇三件

開示請求

八八件

全部開示決定

二二件

一部開示決定

六六件

不開示決定

七件

取下げ

八件

不服申立て

五件

不服申立てに対する裁決又は決定

六件

二 実施機関別の請求の状況

知事

八九件

議会

一件

教育委員会

一三件

狩猟免許試験及び狩猟免許の更新に係る適性検査等の実施

鳥獣保護及狩猟二関スル法律（大正七年法律第三十二号）第七条及び第七条ノ四の規定により、狩猟免許試験等を次のとおり実施する。

平成十三年五月十日

山梨県知事 天 野 建

第一 狩猟免許試験

一 試験日時

平成十三年八月二十二日（水）及び同月二十三日（木）（いずれの日であるかは、申請者ごとに知事が別に指定する。）午前九時二十分から午後四時まで

二 試験場所

中巨摩郡敷島町島上条千二十番地 敷島総合文化会館

三 受験資格

鳥獣保護及狩猟二関スル法律第五条又は第六条に該当しない者

四 試験科目

1 適性試験 視力、聴力及び運動能力

2 知識試験 鳥獣保護及び狩猟に関する法令、猟具並びに鳥獣に関する知識

3 技能試験 猟具の安全な取扱い方及び瞬間的な鳥獣の判別等

五 受験手続

1 提出書類

次に掲げるものとする。ただし、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第四条第一項第一号の規定による許可を受けている者が申請の際に当該許可証を提示した場合には、二の書類の提出は要しない。

一 鳥獣保護及狩猟二関スル法律第七条第一項に規定する狩猟免許申請書

二 申請者が銃砲刀剣類所持等取締法第四条第一項第一号の規定による許可を受けている場合は、その許可証の写し

三 二の許可を受けていない場合にあつては、その者が鳥獣保護及狩猟二関スル法律第六条第二号又は第三号に該当しないことについての医師の診断書

四 申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ三・六センチメートル、横の長さ二・四センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの 一枚

2 狩猟免許申請手数料 五千三百円。ただし、鳥獣保護及狩猟二関スル法律第七条第三項各号に掲げる者にあつては、四千元（狩猟免許申請書に狩猟免許申請手数料に相当する額面の山梨県収入証紙をはり付け、消印はしないこと。）

六 申請書の受付期間 平成十三年六月一日（金）から同月二十九日（金）まで（県の休日を除く。）。

ただし、郵送の場合は、六月二十九日までの消印のあるものは有効とする。

七 申請書の提出先

申請者の住所地を所管する地域振興局林務環境部の森づくり推進課

第二 狩猟免許の更新に係る適性検査

一 適性検査の日及び場所

住所地を所管する地域振興局林務環境部において確認すること。

二 適性検査の対象者

平成十年四月十六日以降に鳥獣保護及狩猟二関スル法律の規定により狩猟免許を受けた者で、狩猟免許の更新をしようとするもの

三 適性検査の内容

視力、聴力及び運動能力

四 適性検査に併せ次のとおり講習を実施する。

鳥獣保護及び狩猟に関する法令、鳥獣の判別並びに猟具の取扱い

五 申請の手続  
1 提出書類

次に掲げるものとする。ただし、第一の五の1ただし書の許可を受けている者が申請の際に当該許可証を提示した場合には、二の書類の提出は要しない。

一 鳥獣保護及狩猟二関スル法律第七条ノ四に規定する狩猟免許更新申請書

二 第一の五の1の二に掲げる書類

三 第一の五の1の三に掲げる書類

四 第一の五の1の四に掲げる書類

2 狩猟免許更新申請手数料 二千九百円（狩猟免許更新申請書に二千九百円に相当する額面の山梨県収入証紙をはり付け、消印はしないこと。）

五 申請書の受付期間

平成十三年六月一日（金）から同月二十九日（金）まで（県の休日を除く。）ただし、郵送の場合は、六月二十九日までの消印のあるものは有効とする。

六 申請書の提出先

申請者の住所地を所管する地域振興局林務環境部の森づくり推進課

第三 問い合わせ先

○又は申請者の住所地を所管する地域振興局林務環境部に問い合わせること。

基本測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第二項の規定により、平成十三年四月十八日付で国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量の実施を終了した旨の通知があった。

平成十三年五月十日

山梨県知事 天 野 建

- 一 作業種類 一万分の一地形図作成
- 二 作業開始日 平成十二年四月一日
- 三 作業終了日 平成十三年三月三十一日
- 四 作業地域 甲府市及び中巨摩郡昭和町

土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、白根土地改良区から次のとおり役員が退任及び就任した旨届出があった。

平成十三年五月十日

山梨県知事 天 野 建

一 退任

役職名	氏 名	住 所	退任年月日
理事	川手 正生	中巨摩郡白根町飯野二六三番地	平成十三年二月二十三日

二 就任

役職名	氏 名	住 所	就任年月日
理事	川手 哲	中巨摩郡白根町飯野二六一八番地	平成十三年四月六日

人事委員会

山梨県人事委員会規則第二十五号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十三年五月十日

山梨県人事委員会 委員長 堀 内 茂

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則  
管理職員等の範囲を定める規則（昭和四十一年山梨県人事委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。  
別表（第一条関係）

組 織 上 の 区 分	職 又 は 職 員
議 会 事 務 局	事務局長 事務局次長 課長 総括課長補佐 課長補佐 主幹 (局付の者に限る。)
知 事 本 庁	部長 局長 リニア推進長 林 務次長 総合政策室長 県民室長 補佐 課長補佐 室長 総括課長 代決する権限を有する者に限る。 (室長補佐 理事 技監 参事 企画調整主幹 主幹(部、局)又





マルホン工業株式会社 代表 取締役 岸勇夫 愛知県春日井市桃山町一丁目 一二七番地	ぱちんこ遊技 機 規則第六条第 一号イ(別表 第二) 第一種特別電 動役物	CRつら めし屋怪 談物語	マルホン 工業株式 会社	一〇〇〇七七
--	---	---------------------	--------------------	--------

## その他

一般競争入札について  
次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告に係る入札は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成十三年五月十日

山梨県立中央病院管理局長 山田 勲

- 一 一般競争入札に付する事項
  - 1 購入物品等の名称及び数量
  - 2 薬剤収納キャビネット他物品管理用備品 二百十三式
  - 3 購入物品等の仕様等
  - 4 入札説明書で定める内容等であること。
- 2 納入期限  
平成十四年一月十五日
- 3 納入場所  
山梨県甲府市富士見二丁目一番一号 山梨県立中央病院
- 4 入札方法  
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。
- 5 一般競争入札の参加資格
  - 1 平成十三年度における物品等の特定調達契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等(平成十三年山梨県告示第百九号)の一に定める競争入札に参加することができる者であること。
  - 2 一般競争入札の参加資格

- 2 この公告に示した物品等を確実に納入できる者であること。
  - 3 納入する物品等に係るアフターサービスを山梨県立中央病院管理局長の求めに応じて速やかに提供できる者であること。
- 三 入札手続等

1 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先  
郵便番号四〇〇〇二七 山梨県甲府市富士見二丁目一番一号 山梨県立中央

病院管理局開院準備課 電話〇五五 二五四 五二六〇

2 入札説明書の交付方法

この公告の日から三の1の交付場所において交付する。

3 入札説明会の日時及び場所

平成十三年五月二十三日午前十一時 山梨県立中央病院第一会議室

4 入札及び開札の日時及び場所

平成十三年六月十一日午前十一時 山梨県立中央病院第一会議室

5 郵送による入札書の受領期限

平成十三年六月八日午後四時

6 入札の無効

この公告に示した一般競争入札の参加資格のない者の行った入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者の行った入札、その他山梨県財務規則(昭和三十九年山梨県規則第十一号。以下「規則」という。)第百二十九条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

7 落札者の決定方法

この公告に示した物品等を納入できると山梨県立中央病院管理局長が認められた入札者であつて、規則第百二十七条第一項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行った者を落札者とする。

四 その他

1 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

2 入札保証金及び契約保証金

入札に参加しようとする者又は契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める入札保証金又は契約保証金を納めなければならない。ただし、規則第百八条の一又は第百九条の二の規定に該当する者は、これを免除する。

3 契約書作成の要否

要

4 その他

詳細は、入札説明書による。

Summary

- 1 Nature and quantity of the products to be procured  
Medicine cabinet, Medical care material cabinet, Preparation table for a drip infusion and  
Cart 213sets
- 2 Date and Time for tender  
11:00AM June 11, 2001
- 3 Bureau in charge  
New-Hospital Management Division, Administrative Bureau, Yamanashi  
Prefectural Central Hospital 1-1 Fujimi 1-chome Kofu-shi Yamanashi-ken  
400-0027 Japan TEL055-254-5260